

平成 3 1 年度三木市生活交通確保維持改善計画
(地域内フィーダー系統確保維持計画)案について

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 三木市地域公共交通会議
住 所 兵庫県三木市上の丸町 10 番 30 号
代 表 者 氏 名 会長 増 田 秀 成

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

三木市生活交通確保維持改善計画 (地域内フィーダー系統確保維持計画)

1 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

路線バス「三木営業所～三木高校口～みなぎ台線」(以下「本系統」という。)は、平成17年4月1日から神姫バス株式会社が運行を開始し、平成27年10月からは、一部の便について「北播磨総合医療センター」まで延伸し、現在まで運行を継続している。

本系統は、神姫バス株式会社三木営業所又は北播磨総合医療センターを起点とし、市の北東に位置する吉川地区のみなぎ台を終点とするものであり、地域間幹線系統である「吉川庁舎前～三宮線」及び「社～三田駅線」の主要拠点である「渡瀬」及び「みなぎ台」の各停留所を経由するなど、地域間幹線系統の主要フィーダー系統としての機能を有している。

また、本系統中の「福有橋」及び「上の丸」の各停留所は、それぞれ神戸電鉄の三木駅及び三木上の丸駅の各駅前に設置されており、鉄道駅に接続したフィーダー系統となっている。

加えて本系統は、沿線地域にある三木高校や吉川高校の学生の通学手段のほか、沿線住民の通勤手段や高齢者の通院・買い物の交通手段として必要不可欠となっている。

更に、平成27年10月からの北播磨総合医療センターへの延伸に伴い、三木市の市民病院として位置付けている当該センターへの通院手段としての役割も担っている。

以上のとおり、本系統は地域間幹線系統のフィーダー系統としての役割を果たしており、本系統がなければ学生にとっては通学的手段を奪われ、また、移動手段を持たない高齢者等にとっては医療機関への通院を含めた外出の機会を奪われることとなり、生活の確保維持が極めて困難なものとなる。

これを踏まえ、本会議としては、本系統が当該地域にとって必要不可欠なものであり、本系統の運行を確保維持することにより地域住民の移動手段の確保及び地域の活性化が図られることとなるため、本計画を策定し補助を継続するものである。

2 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

ア 三木営業所～三木高校口～みなぎ台

イ 北播磨総合医療センター～三木営業所～三木高校口～みなぎ台

	平成29年度 実績値	平成31年度 目標値
年間 乗客数	ア 23,641人 イ 5,834人 合計 29,475人	ア 23,877人 イ 5,892人 合計 29,769人

平成29年度実績：29,475人

平成31年度目標値：29,769人

(対平成29年度比+1.0%)

(2) 事業の効果

ア 中高生の遠距離通学手段の確保

イ 三木市の市民病院として位置付けている北播磨総合医療センターへの通院手段の確保

ウ 沿線地域住民の通院や買い物、公共施設等へのアクセス手段の確保による生活水準の確保維持

エ 沿線地域住民の公共交通の利便性の向上による満足度の向上

オ 移動手段を持たない高齢者等の外出機会の確保

3 地域公共交通確保維持事業に係る目標を達成するために行う事業およびその実施主体

(1) 目標を達成するために行う事業

ア 時刻表の配布や学校などへのモビリティ・マネジメントの継続実施

イ バスICカード乗車券の利用により市内間移動のバス運賃を原則として一律200円とする「一律運賃制」の継続

(2) 実施主体

三木市及び神姫バス株式会社

4	地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
	別添表 1 による。
5	地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
	兵庫県、三木市、北播磨総合医療センター企業団及び神姫バス株式会社
6	補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
	神姫バス株式会社
7	補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法
	補助対象事業者が活性化法法定協議会でないため、該当なし。
8	地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組を行う場合にあって、当該取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
	該当なし。
9	外客来訪促進計画との整合性
	該当なし。
10	別表 1 の補助事業の基準ニに基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要
	地域内フィーダー系統確保維持計画のため、該当なし。
11	別表 1 の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
	地域内フィーダー系統確保維持計画のため、該当なし。

12	地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要
	別添表 5 による。
13	車両の取得に係る目的・必要性
	車両の取得を行わないため、該当なし。
14	車両の取得に係る定量的な目標・効果
	車両の取得を行わないため、該当なし。
15	車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額
	車両の取得を行わないため、該当なし。
16	老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
	車両の代替を伴わないため、該当なし。
17	協議会の開催状況と主な議論

(1) 協議会の開催状況

ア	平成 24 年 1 月 30 日	書面決議
イ	平成 24 年 6 月 26 日	第 10 回三木市地域公共交通会議
ウ	平成 25 年 6 月 26 日	第 12 回三木市地域公共交通会議
エ	平成 25 年 7 月 31 日	第 13 回三木市地域公共交通会議
オ	平成 26 年 6 月 25 日	第 16 回三木市地域公共交通会議
カ	平成 27 年 6 月 26 日	第 18 回三木市地域公共交通会議
キ	平成 27 年 9 月 7 日	書面決議
ク	平成 28 年 6 月 24 日	第 21 回三木市地域公共交通会議
ケ	平成 29 年 8 月 16 日	第 22 回三木市地域公共交通会議
コ	平成 30 年 6 月 21 日	第 23 回三木市地域公共交通会議

(2) 協議会の主な議論

ア	平成 24 年 1 月 30 日	「三木市地域公共交通会議」を三木市生活交通ネットワーク計画を策定する協議会と位置付けることに対する承認 平成 24 年度三木市生活交通ネットワーク計画の承認
イ	平成 24 年 6 月 26 日	平成 25 年度三木市生活交通ネットワーク計画の承認
ウ	平成 25 年 6 月 26 日	平成 26 年度三木市生活交通ネットワーク計画の承認
エ	平成 25 年 7 月 31 日	平成 26 年度三木市生活交通ネットワーク計画の変更の承認
オ	平成 26 年 6 月 25 日	平成 27 年度三木市生活交通ネットワーク計画の承認
カ	平成 27 年 6 月 26 日	平成 28 年度三木市生活交通確保維持改善計画の承認
キ	平成 27 年 9 月 7 日	平成 28 年度三木市生活交通確保維持改善計画の変更の承認
ク	平成 28 年 6 月 24 日	平成 29 年度三木市生活交通確保維持改善計画の承認
ケ	平成 29 年 8 月 16 日	平成 30 年度三木市生活交通確保維持改善計画の承認
コ	平成 30 年 6 月 21 日	平成 31 年度三木市生活交通確保維持改善計画の承認

18 利用者等の意見の反映状況

本系統は地域にとって重要な移動手段であるので、長く維持するよう努力してほしい。

併せて、運行事業者と協力し、利用促進に向けた取組を継続してほしい。

以上の意見を踏まえ、時刻表の配布や学校などへのモビリティ・マネジメント及び「一律運賃制」を継続実施するとともに、その他の利用促進策についても取組を検討することにより本系統の利用促進を図り、確保維持に努める。

（平成30年度中の取組）

- 前田町ふれあいサロンを対象としたバスの乗り方についてニコパカードの使用方法などの「出前講座」の開催（平成30年5月9日）
- 東吉川小学校の児童を対象とした「バスの安全教室」の開催（平成30年6月15日）

19 協議会メンバーの構成

三木市地域公共交通会議

市民の代表

バス利用者の代表

公益社団法人兵庫県バス協会の指定する者

神姫バス株式会社の指定する者

神姫ゾーンバス株式会社の指定する者

日本私鉄労働組合総連合会神姫バス労働組合の指定する者

国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部の指定する者

兵庫県三木警察署の指定する者

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所の指定する者

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所道路第2課の指定する者（道路管理者）

三木市都市整備部道路河川課の指定する者（道路管理者）

三木市の指定する者

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

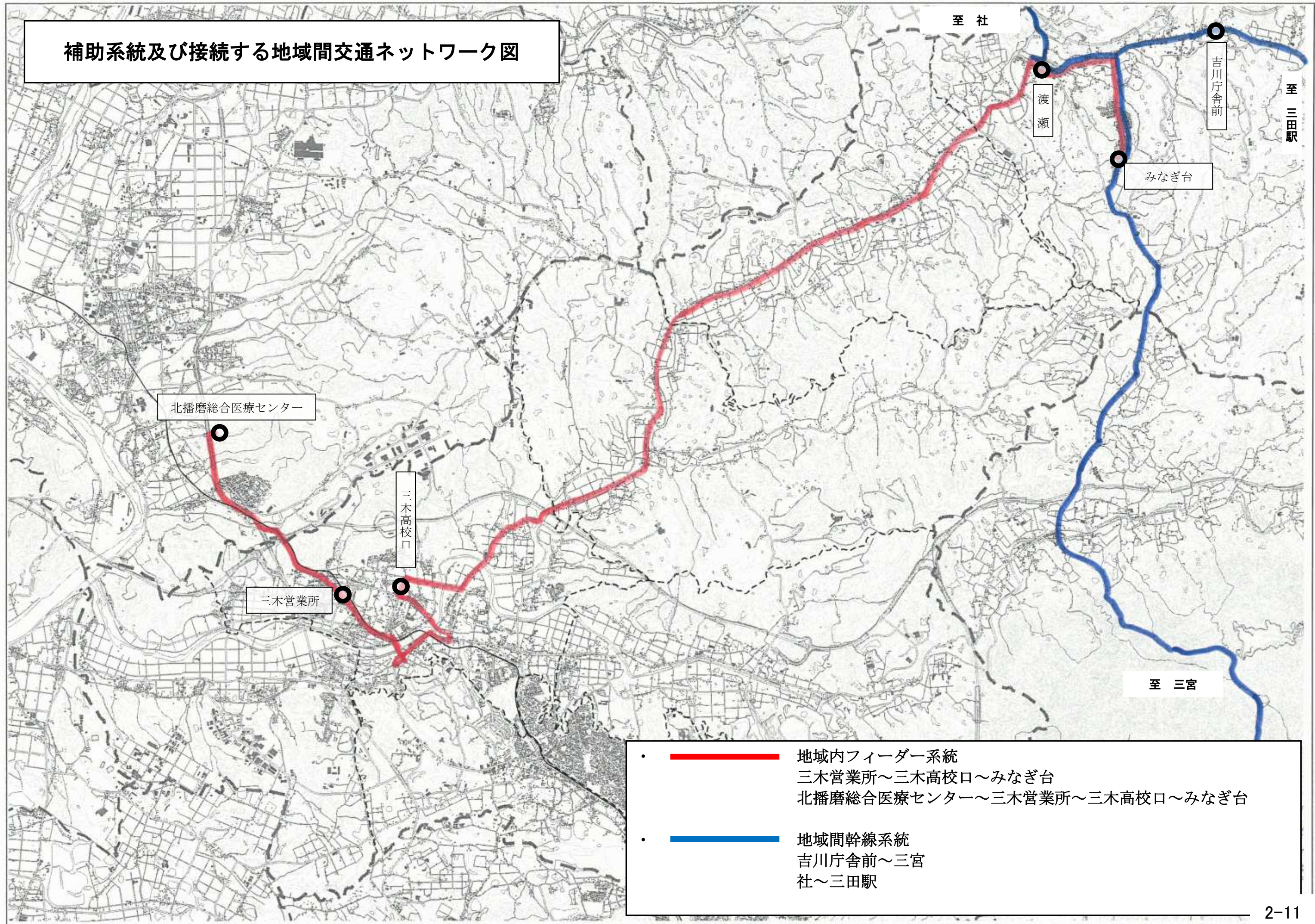
31年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
三木市	神姫バス株式会社	(1) 三木営業所～三木 高校口～みなぎ台	三木 営業 所	三木高 校口	みな ぎ台	往21.2km 復21.2km	365日	1209回		路線定期 運行	①	神姫バス線の運行する補 助対象地域間幹線バス系 統の吉川庁舎前～三宮の 停留所「ふれあい橋」～「み なぎ台」、社～三田駅の 「渡瀬」～「中吉川小学校 前」を共有	③
		(2) 北播磨総合医療セ ンター～三木営業 所～三木高校口～ みなぎ台	北播磨総 合医療セン ター	三木営 業所、 三木高 校口	みな ぎ台	往 km 復25.6km	241日	241回		路線定期 運行	①	神姫バス線の運行する補 助対象地域間幹線バス系 統の吉川庁舎前～三宮の 停留所「ふれあい橋」～「み なぎ台」、社～三田駅の 「渡瀬」～「中吉川小学校 前」を共有	③
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

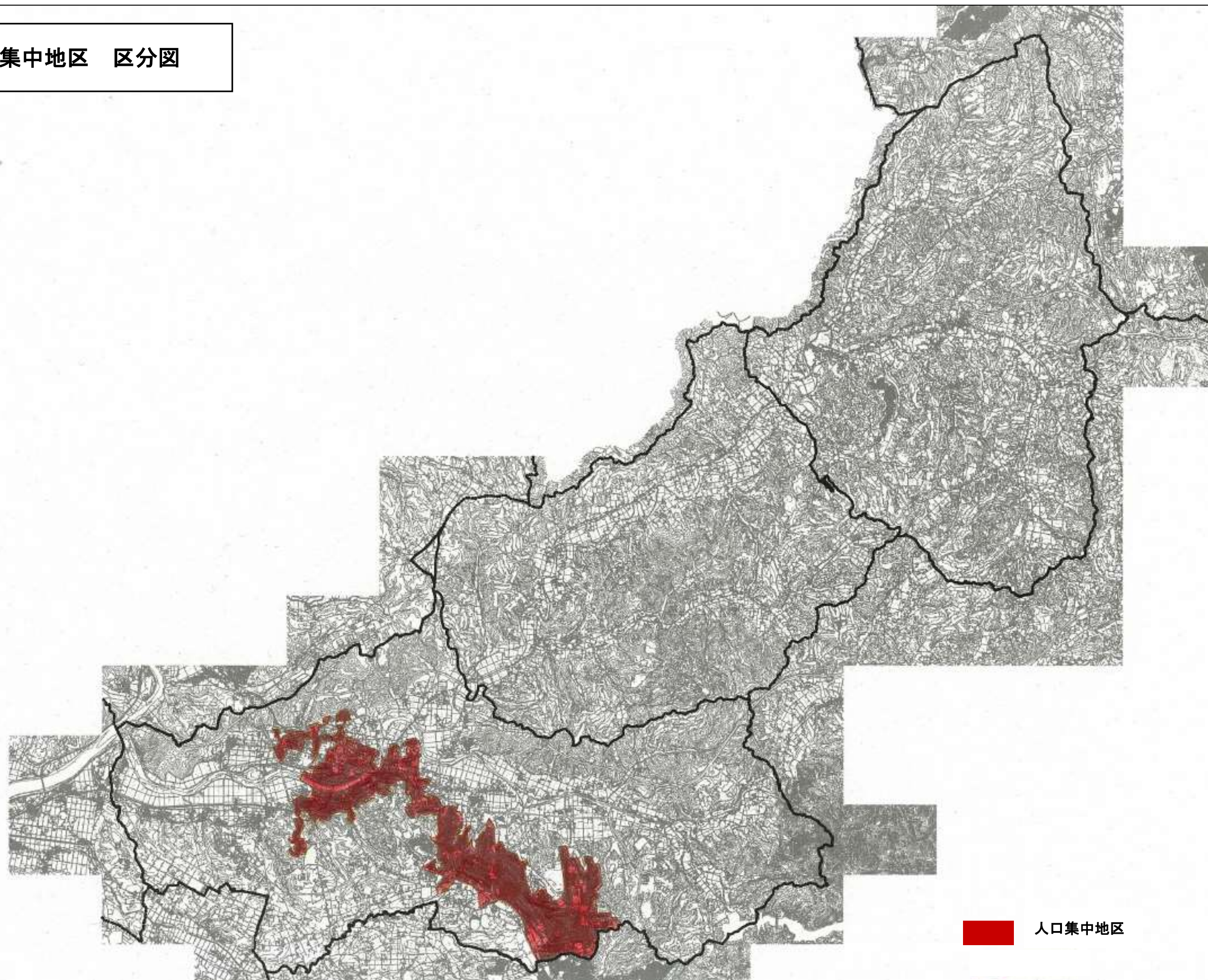
(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

補助系統及び接続する地域間交通ネットワーク図



人口集中地区 区分图



人口集中地区

【吉川・口吉川ルート】／【口吉川・高畑ルート】																						
16番 三木営業所→東条町→渡瀬・吉川庁舎前																						
16番 三木営業所→三木高校口・渡瀬→吉川庁舎前																						
17番 三木営業所→三木高校口・渡瀬→みなぎ台																						
109番 北播磨総合医療センター→高畑・口吉川町公民館・みなぎ台→吉川庁舎前																						
110番 北播磨総合医療センター→高畑→口吉川町公民館																						
117番 北播磨総合医療センター→高篠→みなぎ台・吉川庁舎前																						
運 行 日	平 日																土・日・祝日					
系統番号	16	16	109	110	117	110	117	109	117	110	117	110	17	16	17	17	17	16	16	16	17	17
起 点	三木営業所	三木営業所	医療センター	医療センター	医療センター	医療センター	医療センター	医療センター	医療センター	医療センター	医療センター	医療センター	三木営業所	三木営業所	三木営業所	三木営業所	三木営業所	三木営業所	三木営業所	三木営業所	三木営業所	三木営業所
終 点	吉川庁舎前	吉川庁舎前	吉川庁舎前	口吉川町公民館	吉川庁舎前	口吉川町公民館	吉川庁舎前	吉川庁舎前	吉川庁舎前	口吉川町公民館	吉川庁舎前	口吉川町公民館	みなぎ台	吉川庁舎前	みなぎ台	みなぎ台	みなぎ台	渡瀬	吉川庁舎前	吉川庁舎前	みなぎ台	みなぎ台
車両の色	オレンジ	オレンジ	緑	緑	オレンジ	緑	オレンジ	緑	オレンジ	緑	オレンジ	緑	オレンジ	オレンジ	オレンジ	オレンジ	オレンジ	オレンジ	オレンジ	オレンジ	オレンジ	オレンジ
北播磨総合医療センター	－	－	10:10	11:00	11:43	12:10	12:33	13:35	14:33	15:10	15:33	16:10	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
大村	－	－	↓	↓	11:49	↓	12:39	↓	14:39	↓	15:39	↓	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
三木営業所（営業所側）	7:40	9:30	↓	↓	11:50	↓	12:40	↓	14:40	↓	15:40	↓	16:40	17:40	18:25	19:15	20:00	9:00	12:40	15:40	17:40	19:10
福有橋	7:42	9:32	↓	↓	11:52	↓	12:42	↓	14:42	↓	15:42	↓	16:42	17:42	18:27	19:17	20:02	9:02	12:42	15:42	17:42	19:12
三木本町	7:44	9:34	↓	↓	11:54	↓	12:44	↓	14:44	↓	15:44	↓	16:44	17:44	18:29	19:19	20:04	9:04	12:44	15:44	17:44	19:14
中央公民館前	7:47	9:37	↓	↓	11:57	↓	12:47	↓	14:47	↓	15:47	↓	16:47	17:48	18:32	19:22	20:07	9:07	12:47	15:47	17:47	19:17
上の丸	7:49	9:39	↓	↓	11:59	↓	12:49	↓	14:49	↓	15:49	↓	16:49	17:50	18:34	19:23	20:08	9:09	12:49	15:49	17:49	19:18
加佐東	↓	↓	↓	↓	↓	↓	12:52	↓	↓	↓	15:52	↓	16:52	17:52	18:37	19:26	20:11	↓	↓	↓	17:52	19:21
三木高校口	↓	↓	↓	↓	↓	↓	12:54	↓	↓	↓	15:54	↓	16:54	17:54	18:39	19:28	20:13	↓	↓	↓	17:54	19:23
東条町	7:50	9:40	↓	↓	12:00	↓	↓	↓	14:50	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	9:10	12:50	15:50	↓	↓
岩宮	7:52	9:42	↓	↓	12:02	↓	12:55	↓	14:52	↓	15:55	↓	16:56	17:56	18:41	19:30	20:15	9:12	12:52	15:52	17:56	19:25
長久橋	7:53	9:43	↓	↓	12:04	↓	12:57	↓	14:54	↓	15:57	↓	16:57	17:57	18:42	19:31	20:16	9:13	12:53	15:53	17:57	19:26
久留美	7:55	9:45	↓	↓	12:05	↓	12:58	↓	14:55	↓	15:58	↓	16:59	17:59	18:44	19:32	20:17	9:15	12:55	15:55	17:59	19:27
西村	7:56	9:46	↓	↓	12:06	↓	12:59	↓	14:56	↓	15:59	↓	17:00	18:00	18:45	19:33	20:18	9:16	12:56	15:56	18:00	19:28
細川中	7:57	9:47	↓	↓	12:07	↓	13:00	↓	14:57	↓	16:00	↓	17:01	18:01	18:46	19:34	20:19	9:17	12:57	15:57	18:01	19:29
豊地	7:58	9:48	↓	↓	12:08	↓	13:02	↓	14:58	↓	16:02	↓	17:02	18:02	18:47	19:35	20:20	9:18	12:58	15:58	18:02	19:30
佐野	7:59	9:49	↓	↓	12:09	↓	13:03	↓	14:59	↓	16:03	↓	17:03	18:03	18:48	19:36	20:21	9:19	12:59	15:59	18:03	19:31
金屋	8:00	9:50	↓	↓	12:10	↓	13:04	↓	15:00	↓	16:04	↓	17:04	18:04	18:49	19:37	20:22	9:20	13:00	16:00	18:04	19:32
桃津	8:01	9:51	↓	↓	12:11	↓	13:05	↓	15:01	↓	16:05	↓	17:05	18:05	18:50	19:38	20:23	9:21	13:01	16:01	18:05	19:33
高篠	8:02	9:52	↓	↓	12:12	↓	13:06	↓	15:02	↓	16:06	↓	17:06	18:06	18:51	19:39	20:24	9:22	13:02	16:02	18:06	19:34
高畑	↓	↓	10:23	11:13	↓	12:23	↓	13:48	↓	15:23	↓	16:23	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
桃坂	8:03	9:53	10:28	11:18	12:13	12:28	13:07	13:53	15:03	15:28	16:07	16:28	17:07	18:07	18:52	19:40	20:25	9:23	13:03	16:03	18:07	19:35
東条口	8:04	9:54	10:29	11:19	12:14	12:29	13:08	13:54	15:04	15:29	16:08	16:29	17:08	18:08	18:53	19:41	20:26	9:24	13:04	16:04	18:08	19:36
西中	8:05	9:55	10:30	11:20	12:15	12:30	13:09	13:55	15:05	15:30	16:09	16:30	17:09	18:09	18:54	19:42	20:27	9:25	13:05	16:05	18:09	19:37
東中	8:05	9:55	10:30	11:20	12:15	12:30	13:09	13:55	15:05	15:30	16:09	16:30	17:09	18:09	18:54	19:42	20:27	9:25	13:05	16:05	18:09	19:37
楯原	8:06	9:56	10:31	11:21	12:16	12:31	13:10	13:56	15:06	15:31	16:10	16:31	17:10	18:10	18:55	19:43	20:28	9:26	13:06	16:06	18:10	19:38
殿畑	8:08	9:57	10:32	11:22	12:17	12:32	13:11	13:57	15:07	15:32	16:11	16:32	17:11	18:12	18:56	19:44	20:29	9:27	13:07	16:07	18:12	19:39
殿畑公民館前	8:08	9:57	10:32	11:22	12:17	12:32	13:11	13:57	15:07	15:32	16:11	16:32	17:11	18:12	18:56	19:44	20:29	9:27	13:07	16:07	18:12	19:39
口吉川町公民館	↓	↓	10:33	11:25	↓	12:35	↓	13:58	↓	15:35	↓	16:35	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
殿畑公民館前	↓	↓	10:34	－	↓	－	↓	13:59	↓	－	↓	－	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
口吉川小学校前	8:09	9:58	10:35	－	12:18	－	13:12	14:00	15:08	－	16:12	－	17:12	18:13	18:57	19:45	20:30	9:28	13:08	16:08	18:13	19:40
宮前	8:10	9:59	10:36	－	12:19	－	13:13	14:01	15:09	－	16:13	－	17:13	18:14	18:58	19:46	20:31	9:29	13:09	16:09	18:14	19:41
大島	8:11	10:00	10:37	－	12:20	－	13:14	14:02	15:10	－	16:14	－	17:14	18:15	18:59	19:47	20:32	9:30	13:10	16:10	18:15	19:42
昭和堂前	8:11	10:00	10:37	－	12:20	－	13:14	14:02	15:10	－	16:14	－	17:14	18:15	18:59	19:47	20:32	9:30	13:10	16:10	18:15	19:42
槇公民館前	8:12	10:01	10:38	－	12:21	－	13:15	14:03	15:11	－	16:15	－	17:15	18:16	19:00	19:48	20:33	9:31	13:11	16:11	18:16	19:43
里脇	8:13	10:02	10:39	－	12:22	－	13:16	14:04	15:12	－	16:16	－	17:16	18:17	19:01	19:49	20:34	9:32	13:12	16:12	18:17	19:44
久次	8:14	10:03	10:40	－	12:23	－	13:17	14:05	15:13	－	16:17	－	17:17	18:18	19:02	19:50	20:35	9:33	13:13	16:13	18:18	19:45
上松	8:15	10:04	10:41	－	12:24	－	13:18	14:06	15:14	－	16:18	－	17:18	18:19	19:03	19:51	20:36	9:34	13:14	16:14	18:19	19:46
長谷	8:16	10:04	10:41	－	12:24	－	13:18	14:06	15:14	－	16:18	－	17:18	18:20	19:04	19:51	20:36	9:34	13:14	16:14	18:20	19:46
山の上	8:17	10:05	10:42	－	12:25	－	13:19	14:07	15:15	－	16:19	－	17:19	18:21	19:05	19:52	20:37	9:35	13:15	16:15	18:21	19:47
渡瀬	8:20	10:08	10:44	－	12:28	－	13:22	14:09	15:18	－	16:22	－	17:22	18:24	19:08	19:55	20:40	9:38	13:18	16:18	18:24	19:50
潮橋	8:21	10:09	10:45	－	12:29	－	13:23	14:10	15:19	－	16:23	－	17:23	18:25	19:09	19:56	20:41	－	13:19	16:19	18:25	19:51
教会前	8:21	10:09	10:45	－	12:29	－	13:23	14:10	15:19	－	16:23	－	17:23	18:25	19:09	19:56	20:41	－	13:19	16:19	18:25	19:51
中吉川小学校前	8:22	10:10	10:46	－	12:30	－	13:24	14:11	15:20	－	16:24	－	17:24	18:26	19:10	19:57	20:42	－	13:20	16:20	18:26	19:52
ふれあい橋	↓	↓	10:48	－	12:31	－	13:25	14:13	15:21	－	16:25	－	17:25	↓	19:11	19:58	20:43	－	↓	↓	18:27	19:53
みなぎ台1丁目	↓	↓	10:48	－	12:32																	